

随意契約の基準額の見直しについて

改正の概要

- 昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び別表第5に基づき随意契約をすることができる基準額を見直し。（令和7年4月1日施行）

契約の種類	地方				(参考) 国	
	現行		改正後		現行	改正後
	都道府県・指定都市	指定都市を除く市区町村	都道府県・指定都市	指定都市を除く市区町村		
一 工事又は製造の請負	250万円	130万円	400万円	200万円	250万円	400万円
二 財産の買入れ	160万円	80万円	300万円	150万円	160万円	300万円
三 物件の借入れ	80万円	40万円	150万円	80万円	80万円	150万円
四 財産の売払い	50万円	30万円	100万円	50万円	50万円	100万円
五 物件の貸付け	30万円	30万円	50万円	30万円	30万円	50万円
六 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円	50万円	200万円	100万円	100万円	200万円